

2024年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 民事紛争の解決手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 仲裁手続においては、仲裁人の仲裁判断に当事者は拘束されるが、仲裁合意が無効の場合には、仲裁判断は裁判所により取り消され得る。
2. 民事訴訟の当事者は、訴訟に欠席した場合を除き、民事訴訟の判決に拘束される。
3. 民事調停における当事者間の合意が成立し、これが調書に記載されると、強制執行ができることがある。
4. 民事訴訟で裁判所から和解の勧誘があったとしても、当事者は和解手続に入ることを拒否することができる。

問2 大阪市に居住するXが、東京都千代田区に居住するYに対し、貸金130万円の返還を求める訴えを提起した。この場合における訴訟の移送に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. Xがこの訴えを東京簡易裁判所に提起した場合でも、東京簡易裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を東京地方裁判所に移送することができる。
2. Xがこの訴えを大阪簡易裁判所に提起した後、Yから訴訟を東京簡易裁判所に移送する旨の申立てがあり、Xが移送に同意した場合には、大阪簡易裁判所は、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときであっても、訴訟を東京簡易裁判所に移送しなければならない。
3. この訴訟の管轄を東京地方裁判所とする旨の合意がないにもかかわらず、Xがこの訴えを東京地方裁判所に提起した場合には、東京地方裁判所は、相当と認めるときでも、申立てにより又は職権で、訴訟について自ら審理及び裁判をすることはできない。
4. この訴訟の管轄を東京簡易裁判所の専属管轄とする旨の合意があるにもかかわらず、Xがこの訴えを東京地方裁判所に提起した場合には、東京地方裁判所は、この訴訟について自ら審理及び裁判をすることはできない。

問3 選定当事者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の係属の後、共同の利益を有する多数の原告の中から、全員のために原告となるべき者が選定されたときは、他の原告は、当然に訴訟から脱退する。
2. 複数の選定当事者のうち一部の者が死亡したときは、訴訟手続は中断する。
3. 選定者は、その選定を取り消すことはできない。
4. 選定当事者が被告として受けた判決が認容判決のときは、判決の効力が選定者に及ぶことはない。

問4 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 主要事実は自白の対象となる。
2. 先決的権利関係・法律関係を対象とする自白は「権利自白」と呼ばれている。
3. 外国法や慣習法という法の内容についての自白は、裁判所がその内容を把握していない場合に限って、裁判所を拘束する。
4. 間接事実や補助事実に自白が成立しても、裁判所が自白された事実に拘束されることはない。

問5 文書に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの提起後に挙証者自身が係争事実に関して作成した文書には、証拠能力が認められない。
2. 法律関係を証する書面の成立の真否を確定する確認の訴えは、訴えの利益を欠くため提起が許されない。
3. 私文書に作成名義人の印章による印影がある場合、その印影は、法律上、作成名義人の意思に基づいて顕出されたものと推定される。
4. 録音テープやビデオテープは、思想が表現されていないので文書に該当しないが、書証の方法による取調べの対象となる。

問6 判決効に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、上級審で更正決定をしなければならない。
2. 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、原則として、その言渡し後1週間以内に限り、変更の判決をすることができる。
3. 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。
4. 上級審の裁判所の差戻しの判決における理由は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

問7 複数請求訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 売買契約に基づいて目的物を引き渡した売主である原告が、主位的に売買代金を請求し、予備的に売買契約の無効が認められることに備えて目的物の返還を請求する訴訟では、裁判所が弁論を分離することは許されない。
2. 一人の原告が一人の被告に対し、一の訴えで、売買契約に基づく代金請求と消費貸借契約に基づく貸金返還請求の審判を求めることは許されない。
3. 占有の訴えに対し防禦方法として本権の主張をすることは許されないが、本権に基づく反訴を提起することは許される。
4. 土地所有権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟の係属中に、原告は中間確認の訴えとして、被告は反訴として、当該土地の所有権確認の訴えを提起することができる。

問8 訴えの主観的追加的併合に関するつぎの判決の論拠を述べた記述として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「甲が、乙を被告として提起した訴訟（以下「旧訴訟」という。）の係属後に丙を被告とする請求を旧訴訟に追加して一個の判決を得ようとする場合は、甲は、丙に対する別訴（以下「新訴」という。）を提起したうえで、法132条〔現152条〕の規定による口頭弁論の併合を裁判所に促し、併合につき裁判所の判断を受けるべきであり、仮に新旧両訴訟の目的たる権利又は義務につき法59条〔現38条〕所定の共同訴訟の要件が具備する場合であっても、新訴が法132条の適用をまたずに当然に旧訴訟に併合されるとの効果を認めることはできないというべきである。」

（最判昭和62年7月17日民集41巻5号4102頁より抜粋）

1. 明文の規定はないが、審判の重複、裁判の不統一を避けるため、解釈上訴えの主観的追加的併合を認めるべきである。
2. 訴額は新旧両請求が経済的に重複する限度で増加しないから、新訴の提起についての申立手数料を納付しなくてすむ利点がある。
3. 当然併合の効果を認めるとしても、新訴に旧訴の訴訟状態を当然に利用することはできず、訴訟経済にかなうとは限らない。
4. 弁論の併合は裁判所の裁量に委ねられるので、必ず併合されるとは限らない。

問9 必要的共同訴訟と通常共同訴訟の相違点を説明した上で、必要的共同訴訟の共同訴訟人がした訴訟行為が他の共同訴訟人に及ぼす影響を、通常共同訴訟のそれと対比しつつ、7行以内で説明しなさい。

[刑事訴訟法]

問1 捜査の端緒に関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 検視は、重要な処分であるから、検察官が自分自身で行わなければならない。
- イ. 告訴は、重要な行為であるから、書面でしなければならない。
- ウ. 告訴は、公訴の提起があるまで取り消すことができるが、告訴の取消しをした者は、更に告訴をすることができない。
- エ. 逮捕状が発付されて指名手配中の被疑者であっても、自ら警察署等に出頭した場合は、自首が成立する。
- オ. 職務質問は任意処分であるが、有形力の行使が許される場合がある。

1. アイ、 2. アエ、 3. イウ、 4. イオ、 5. ウオ

問2 逮捕・勾留に関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 通常逮捕も緊急逮捕も、逮捕状の請求は、検察官又は司法警察員でなければならない。
- イ. 判例によると、罪証隠滅のおそれはあるが、その現実的可能性が低いときは、勾留の必要性が否定される。
- ウ. 刑訴法には、再度の逮捕が許される場合のあることを前提とした規定はあるが、勾留についてはそのような規定はないから、再度の勾留は許されない。
- エ. 甲事実で逮捕・勾留されているが、余罪である乙事実では逮捕・勾留されていない被疑者について、乙事実で取調べ中であることを理由として接見指定をすることは許されない。
- オ. 逮捕されていない被疑者を起訴した場合、同一の事件について起訴後の勾留をすることは逮捕前置主義に反し許されない。

1. アイ、 2. アエ、 3. イエ、 4. イオ、 5. ウオ

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 捜査機関が被疑者以外の者を取り調べる場合には、あらかじめ、供述拒否権を告げる必要はない。
- イ. 起訴後は、被告人の当事者たる地位にかんがみ、捜査機関が当該公訴事実について被告人を取り調べることは許されない。
- ウ. 判例によれば、身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでない。
- エ. 捜査機関が、甲事実について逮捕・勾留した被疑者を、余罪である乙事実について取り調べることは、乙事実についても逮捕・勾留しない限り許されない。
- オ. 被疑者の取調べが違法であるときは、それにより得られた自白は「任意になされたものでない疑のある自白」であるから、証拠とすることができない。

- 1. アイ、 2. アウ、 3. イウ、 4. イオ、 5. ウオ

問4 検証に関するつぎの記述のうち、適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 検証は、五官の作用によって対象の存否、性質、状態、内容等を認識、保全する処分である。
- イ. 身体検査も検証の一種であるから、検証許可状を得て行わなければならない。
- ウ. 憲法 35 条には「検証」の語はないが、同条にいう「搜索」とは検証も包含すると解されている。
- エ. 検証が任意処分として行われる場合、「実況見分」と呼ばれる。
- オ. 検証許可状の請求は、検察官又は司法警察員でなければすることができない。

- 1. アイ、 2. アエ、 3. イウ、 4. イオ、 5. ウオ

問5 公訴に関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

ア. 公訴の提起は、重要な行為であるから、起訴状という書面を提出してしなければならない。

イ. 公訴は、第一審の判決があるまで、取り消すことができる。

ウ. 検察官は、広範な訴追裁量権を有しているが、一罪の一部に限定して起訴することは、許されない。

エ. 検察官は、いったん不起訴にした事件については、再び捜査し起訴することができない。

オ. 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるときは、裁判所は、決定で公訴を棄却しなければならない。

1. ア イ、 2. ア エ、 3. イ ウ、 4. イ オ、 5. ウ オ

問6 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。

ア. 裁判所は、裁判員裁判の対象事件について、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、事件を公判前整理手続に付することができる。

イ. 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がいなければ手続を行うことができない。

ウ. 被告人は、公判前整理手続に出頭することができない。

エ. 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、被告人又は弁護人による冒頭陳述が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

オ. 公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。

1. ア イ、 2. ア ウ、 3. イ ウ、 4. イ オ、 5. ウ オ

問7 訴因に関するつぎの記述のうち、適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 判例によれば、刑訴法 256 条 3 項が規定している訴因の明示、罪となるべき事実の特定は、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防御の範囲を示すことを目的とする。
- イ. 訴因は予備的に又は択一的に追加することができる。
- ウ. 訴因は、検察官が審判を求める主張としての具体的事実であるから、事実に変動が生じる場合にはつねに訴因変更が必要である。
- エ. 判例によれば、強盗の訴因の場合に恐喝を認定するときには訴因変更が必要である。
- オ. 判例は、公訴事実の同一性について、基本的事実の同一性を判断基準としている。その判断の際、訴因の非両立性の有無を検討する場合がある。

- 1. アイ、 2. アエ、 3. イウ、 4. ウエ、 5. ウオ

問8 自白に関するつぎの記述のうち、適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 「自白」とは、自己の犯罪事実の全部を認める供述である。
- イ. 判例によれば、被疑者が、検察官の自白をすれば起訴猶予にする旨のことは信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、証拠能力を欠く。
- ウ. 任意にされたものでない疑いのある自白の証拠能力が否定される実質的根拠については、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説などが主張されている。
- エ. 補強法則は、自白の証拠能力を否定したものであって、自由心証主義の例外である。
- オ. 一定の事件について自白調書の任意性が争われたときは、検察官は、取調べを録音・録画した記録媒体の取調べを請求しなければならない。

- 1. アウ、 2. アエ、 3. イエ、 4. ウエ、 5. ウオ

問9 職務質問に伴う所持品検査が許される理由、および許容限度について、判例に則して述べなさい。なお、7行以内にまとめて記載すること。